



第166号

令和4年8月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 竹田 修

編集人 広報部長 多田 毅

印刷 (株) 税 経



浄土ヶ浜（岩手県宮古市・税理士法人ASHA・濱川久子会員提供）

目次

・ 令和3年度定期総会……………	2	・ 研究論文	
・ 定期総会前の講演会……………	4	「未上場会社株式の戦略的な売買」 大里 佳…………	13
・ 支部長挨拶 竹田 修……………	5	・ 随筆	
・ 日本橋税務署長着任挨拶 幸 安夫……………	6	「気分はオリンピック選手」 藤村 直樹……………	17
・ 署との拡大定例連絡会……………	7	・ 各部だより……………	19
・ 顧問・相談役会・支部常会後の研修会……………	8	・ 日本橋税務署との野球交流試合……………	23
・ 日本橋税務署新旧幹部職員名簿……………	9	・ 租税教育は税理士として重要な事業……………	24
・ 女性らしく美しく歩いてみませんか？ 梅田 文江 ……	10	・ 支部会員異動のお知らせ……………	25
・ 日本橋支部周辺探訪一人形町……………	11		



日 時 令和4年6月30日(木)
午後3時30分開会
場 所 ロイヤルパークホテル 2階
有明の間(日本橋蛸殻町2-1-1)
会員総数 令和4年6月10日現在 953名
出席会員 開会時 548名
(うち委任状による出席者493名)

【物故者に対する黙祷】

定期総会に先立って、令和3年度中に他界された支部会員への御冥福を祈り、黙祷を捧げた。

【総会開会・成立宣言】

司会を務める増田総務部長より、令和3年度東京税理士会日本橋支部定期総会の開会に先立ち、総会の成立状況について説明。支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の会員総数の2分の1以上の出席者が必要となり、総会招集通知発送日(6月10日)現在の会員数は953名で、その過半数は478名となる。総会開会時点での会員の出席者は55名、委任状による出席者493名で合計548名であることから定期総会は有効に成立する旨の宣言が行われた。

【開会の挨拶】

安田副支部長より、定期総会の開催挨拶が行われた。

【竹田日本橋支部長挨拶(発言要旨)】

コロナ禍において、この2年間支部活動の縮小・中止を余儀なくされる中、研修会・支部運営のIT化等に取り組み、円滑な支部運営を実施してきた。

特に、研修受講時間の36時間達成については、会員の皆様の意識の高さと研修部の皆様のご努力により、東京会48支部平均が61.7%のところ、日本橋支部は66.8%と高い達成率となっている。会員数の上位10支部



▲竹田支部長

の中でも麹町支部に次いで第2位の達成率。本年も引き続き自己研鑽に努めていただきたい。

さらに、議案書の提案事項について、コロナ禍の影響もあり、支部活動が制限されたことから、次期繰越収支差額が増加した。その対応として1年限りの措置として支部会費の減額をすることと、また、大規模自然災害への災害対策積立金を増額することを提案したい。

【議長選出】

続いて議長選任に入り、議場に議長選任方法を諮った。会員から特に意見が出なかったことから、支部規則第23条に基づき増田総務部長から議長に若狭茂雄会員を指名し、議場に諮って承認を得た。

【議事録署名人選任】

議事録署名人については、議長から議場に諮ったところ、会員から特に意見が出なかったことから、議長一任で、支部規則第26条に基づき議事録署名人に引地栄二会員及び小原正寛会員を指名した。

【審議事項】

若狭議長から、第1号議案及び第2号議案の審議事項については、相互に関連することから、一括提案・一括審議をしたい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

第1号議案 令和3年度事業報告の承認の件

各部長及び各委員長より、議案書に基づき報告が行われた。

第2号議案 令和3年度決算報告承認の件

栗原経理部長より、議案書に基づき「収支計算書」「正味財産増減計算書」「貸借対照表」「財産目録」「注記事項」について報告が行われた。次いで、味水監事より議案書の「監査報告書」に基づき監査報告がなされた。

第1号議案について、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手（賛成）多数で原案通り承認可決された。続いて、第2号議案について、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手（賛成）多数で原案通り承認可決された。

第3号議案 日本橋支部規則一部改正承認の件

梅田副支部長から、1年限りの措置として、会費等を減額する旨の提案がなされ、若狭議長から、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手（賛成）多数で原案通り承認可決された。

第4号議案 日本橋支部役員選挙規則一部改正承認の件

梅田副支部長から、改正の趣旨（電子化、期日前投票など）が提案され、若狭議長から、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手（賛成）多数で原案通り承認可決された。

第5号議案 令和4年度事業計画承認の件

第6号議案 令和4年度予算承認の件

若狭議長からは、第5号議案及び第6号議案は相互に関連することから、一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場の諮ったところ承認された。

第5号議案については、各部長及び各委員長から提案され、また、第6号議案については、

栗原経理部長から議案書に基づき提案された。

第5号議案について、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手（賛成）多数で原案通り承認可決された。続いて、第6号議案について、議場に諮ったところ、会員からは意見や質問もなく挙手（賛成）多数で原案通り承認可決された。

【報告事項】

増田総務部長より、令和3年度会員表彰受賞者等の披露が行われた。

① 会員表彰

イ 表彰規程第2条第1項第3号該当者（12名）

伊藤 広志	朱 尚洋	安田 京子
大原 裕子	小池 修	佐々木則司
上田 秀尚	須賀 一也	佐藤 兆秀
浅田 隆博	森谷 和雄	若狭 弦二



▲左から森 一郎、高橋美津子、竹田支部長、鈴木毅、佐々木則司

ロ 表彰規程第2条第1項第4号該当者（3名）

井上 眞一	森 一郎	高橋美津子
-------	------	-------

ハ 日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（12名）

伊藤 広志	朱 尚洋	安田 京子
大原 裕子	小池 修	佐々木則司
君島 博二	江原 均	稗田 正一
武者 政実	上田 秀尚	森 一郎

② 叙勲受章者披露

令和3年度秋の叙勲受章者及び令和4年度春の叙勲受章者については、該当なしとの披露が行われた。

③ 長寿祝受贈者披露

イ 支部互助会規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者

鈴木 武文	橋本 隆	藤倉 一巳
鈴木 毅	桜木 忠勝	

ロ 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者

高田 公子

ハ 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満10年以下の者

成瀬 徹

ニ 支部互助規則第3条会員で80歳、支部入会の日から満5年以下の者

該当なし

【御来賓挨拶】

御来賓として御臨席していただいた日本橋税務署石井徹税務署長と東京税理士会副会長平井貴昭様から会長代理としてご祝辞をいただいた。



▲石井日本橋税務署長

▲平井東京税理士会副会長

【閉会の挨拶】

大澤副支部長より、令和4年度の活動方針について全ての提案が満場一致での可決承認されましたことに対して御礼の言葉がありました、またこの可決承認を持って執行部として全力で活動することを誓いますとのことで閉会宣言が行われた。

※今回の定期総会時の表彰とは別に、東京税理士会(本会)から会員事務所職員が表彰された。

① 表彰規程第2条第2項第1号

同一会員事務所に10年以上勤務し、特に勤務成績優秀である者

緑川 光 税理士事務所 緑川富美子



▲左から緑川光、緑川富美子、竹田支部長

② 表彰規程第2条第2項第2号

同一会員事務所に20年以上勤務し、会員の補助者として特に貢献のあった者

今井信吾 税理士事務所 吉留佳代子

(総務部長 増田和弘)

定期総会前の講演会の開催

(講師：古澤満宏)

6月30日開催の日本橋支部定期総会前の講演会に参加した。講演会講師としてお招きした方は、株式会社三井住友銀行 国際金融研究所理事長の古澤満宏様。東京大学法学部卒。大蔵省(現財務省)に入省後、フランス国立行政学院卒業。千葉西税務署長、主計局主計官、国際局各課長、外務省在米米国大使館公使、国際通貨基金(IMF)日本代表理事、国際局次長、理財局長、財務官を歴任され2014年に財務省を退職。2015年から2021年まで国際通貨基金副専務理事を歴任されました。

講演会の内容は、IMFという組織はどのような組織か、世界の人口とGDP、ウクライナ情勢、ロシアへの制裁、資源価格・インフレ率、金融政策、

中国の将来、円安、日本の競争力の問題など、目まぐるしく変動する現下の国際情勢と日本の方向性について分かりやすく講演していただきました。

(研修部長 塩谷 満)





支部長就任2年目を迎えて

支部長 ^{たけ} ^だ ^{おさむ}
竹田 修

会員の皆様のご理解とご協力により、6月30日の定期総会において提案させていただきました議案のすべてをご承認いただき、令和4年度がスタートしました。

令和3年度は、新型コロナの影響で各種行事の縮小・中止を余儀なくされ、思うに任せぬ支部運営で会員の皆様にもご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

令和3年度の予算も計画通りには執行できず、繰越剰余金が増加したことから、1年間に限り支部会費を12,000円に減額させていただきました。また、会員に少しでもメリットを享受していただくことを目的に、全会員に「改正税法のすべて」を配布させていただきました。これを機会に、より会員の皆様の役に立つ施策を執行部一同模索してまいりたいと思っております。ご意見・ご提案がございましたら、是非建設的なご提言をいただけますと幸いです。

また、今年11月には、令和5年度の支部選挙があります。各種厚生活動、女子部の活動も活発に行われております。若い会員の皆様の積極的な立候補を期待しております。

会員の皆様におかれましては、新型コロナの第6波が収まって、少し通常が戻ってきたとホットしたのもつかの間、7月に入り猛烈な勢いで第7波が押し寄せております。重症化率は低いようですが、絶対数が過去最高を更新するなどまだまだ予断を許さない状況が続いておりますので、会員の皆様も感染予防を徹底し、ご事業に励んでいただきたいと思います。顧問先企業の皆様も長期に亘る経済の停滞、急激な円高、ロシアのウクライナ侵攻による物価の上昇により、存続が危ぶまれるお客様が増加しているのではと危惧しております。このような厳しい状況の時こそ税理士が中小企業の皆様の良き理解者として、存在感を発揮していただきたいと思います。

8月号が出版される頃には、コロナの状況がどのようなになっているのか想像できませんが、会場

型研修会・新年賀詞交換会・定期総会後の懇親会等会員の皆様と親しく意見交換ができる機会を楽しみに、安全運転で、前向きに企画・実行していく予定です。

あまりはじける要素が無い中、9月に3年ぶりに秋季野球大会が開催されることになりました。5連覇中の野球部員も気合が入っておりますので、皆様の応援を宜しくお願いいたします。屋外で行う競技である、ゴルフ部・テニス部・アウトドア部につきましては、感染対策を充分に行い、コロナ前の水準の活動を活発に行っております（カラオケ部・囲碁部につきましてはまだ再開の時期を模索しております）。多くの会員の皆様の参加をお待ちしております。

私事になりますが現在習志野市教育委員会の「スポーツ推進委員」の講習を受けております。1日6時間の講習会を4回受け来年1月にスポーツ推進委員を委嘱される予定です。講習は座学と実技があります。座学は裏方の心得を学び、実技ではボッチャ、フリスビー、グランドゴルフ、ソフトバレー、輪投げ、室内用カーリング等年少者からお年寄りまでが楽しめる新スポーツを体験します。あわせて、AEDの使い方、人工呼吸の仕方など救命措置も習います。終了後は地域のスポーツイベント等で裏方としてサポートすることになります。老若男女が楽しく健康に過ごせることを後押しするとても有意義な機会を得たと思っております。

皆様のご努力により、令和3年度の研修受講時間36時間達成者は、66.8%とコロナ以前の達成率を上回り過去最高の結果となりました。研修部を中心に知恵を出し、会員の皆様が参加しやすい研修を企画してまいりますので、多数の皆様の受講をお願いいたします。なお、体調がすぐれない方、妊娠中の方等受講が困難な方には、「研修受講免除申請」の制度もありますのでご活用ください。

今後とも支部活動にご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



着任のご挨拶

日本橋税務署長 ^{ゆき}幸 ^{やす お}安 夫

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、日本橋税務署長を拝命しました幸でございます。

竹田支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本橋は、江戸の世から今日まで経済・商業の中心地として栄え、さらに昨今は、地域の特性を活かした大規模開発事業が進んでおり、いつの時代も活気に溢れた地域であると受け止めております。こうした古今の魅力溢れる「日本橋」の地において税務行政に携わることが出来ますことは、誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いであります。前任の石井同様の御厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東京税理士会日本橋支部においては、税を考える週間における無料相談や、小中学生を対象とした租税教室への講師派遣、e-Taxの利用拡大など、多岐にわたって積極的な御支援、御協力をいただいております。重ねて感謝申し上げます。

さて、国税庁では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けた取り組みを進めております。

具体的な将来構想として、確定申告につきましては、「自宅からのe-Tax」をスタンダードにし、順次、マイナポータル経由で取得できる情報を拡大することで利便性の向上を目指します。

次に、各種申請等については、納税者の利便性を向上させる観点から、合理化や記載項目の削除等を検討して参ります。また、件数の多い手続きを中心に、書面の様式にとらわれず、数回のクリックで申請等が完了するページをe-Tax上で提供することを目指します。

さらに、納付につきましては、多様かつ利便性の高い納付手段を提供するなど、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割が達成できるように取組を進めます。税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献して参ります。

また、令和5年10月から開始いたします消費税インボイス制度につきましては、令和5年10月1日から適格請求書を交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。申請期限が近づきますと、登録申請件数が増加し、登録通知までに期間を要することが予想されます。登録を予定している関与先事業者の方には、e-Taxを利用した早めの申請をお願いいたします。制度導入に向けて、事業者の皆様のご準備が円滑に進むためには、税理士会の会員皆様方のご協力が不可欠であります。日本橋支部の会員皆様におかれましては、事業者の皆様のご準備が円滑に進むよう、引き続き、制度の広報・周知などにご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



○ 署との拡大定例連絡会の開催

～令和4年4月25日～

令和4年4月25日（月）にこれまでコロナ禍で開催が見送られていた署との拡大定例連絡会が3年ぶりに開催された。

連絡会冒頭、石井税務署長からは、確定申告書のe-Tax利用による申告書の提出が東京局国税局として50%と伸びていることや、スマートフォンによる確定申告書の提出も伸びていることが紹介された。さらに、本年初めに起きたe-Taxのシステム障害についての状況説明もあり、今後、情報提供については、万全な対応とすることを話された。また、消費税に関するインボイス制度適用申請については、現段階で東京局全体の申請割合が10%程度に留まっており、更なる顧問先への適用申請の要請があった。租税教育活動については対象となる学校が5校と少ない中、支部として積極的に租税教育活動をしていただきたいとの要請もあった。

税務署からの連絡事項は以下の通り。①マイナンバーカードの取得推進、②キャッシュレス納付の案内、③新型コロナウイルスの影響による納付困難者への対応、④インボイス制度の説明会・相談会の開催、⑤電子納税証明書の活用、⑥積極的なe-Taxのお願い、⑦令和4年度税制改正のポイントなど。

竹田支部長からは、日頃からの支部活動への協力のお礼の言葉がありました。



表紙の写真について

浄土ヶ浜

さながら極楽浄土のごとし

岩手県宮古市の代表的な景勝地。

昭和29年4月5日に岩手県指定名勝として第1号された。さらに、平成24年には国指定の名勝となっている。現在は、三陸復興国立公園・三陸ジオパークの中心に位置する景勝地となっている。鋭くとがった白い流紋岩が林立し、一つ一つ違った表情を見せて海岸



を彩ります。松の緑と岩肌の白、海の群青とのコントラストはまさに一見の価値あり。

（宮古市ホームページから引用）

（広報部長 多田 毅）

○ 顧問・相談役会の開催

～令和4年4月25日～

令和4年4月25日(月)に執行部と顧問・相談役会が綿商会館で開催された。コロナ禍で開催が見送られていたが、今回十分な感染防止対策を行い3年ぶりに開催された。

執行部からは、令和3年度の事業報告、及び、令和4年度の事業計画の説明があった。

顧問・相談役からは、①予算執行(研修費の明確化、決算報告を含む。)、②会費減額(1年限りの措置)、③災害対策積立金、④研修36時間の考え方(オンライン研修の在り方)、⑤厚生部各部の活動状況、⑥租税教育に関する講師育成、⑦今後のICT化の問

題点など議案書(案)に対して意見・質問・助言等がなされた。

執行部として、現状における問題点や、今後の執行体制など、個々に説明・回答をしてご了承していただいた。



○ 支部常会終了後の研修会の開催

～令和4年4月22日～

令和4年4月22日(金)に支部常会を日本橋3丁目の「AP日本橋」で開催された。支部常会では、令和3年10月25日(月)開催以降の各部活動報告と各委員会活動報告、及び本会理事会報告がなされた。支部常会終了後においては、税理士「岩田健一郎」氏による研修会が開催された。岩田税理士は国税局で審理専門官などを経験され審理困難事案を積極的に担当された。

テーマは、「コロナ後に始まる税務調査～手続

きの理解と対応について」で話された。出席者は約60名。

研修会の主な内容としては、①税務調査の現状、②調査手続き法、③事務運営指針の基本的な考え方、④法令解釈、⑤重加算税の賦課決定、⑥不服申し立て、更に、過去の裁決事例を用い、具体的な事例に基づき法令解釈や認定事実について、詳しく説明していただいた。

(研修部長 塩谷 満)



日本橋税務署新旧幹部職員名簿

令和4年7月11日

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署 長	幸 安夫	大阪国税不服審判所 部長審判官	石井 徹	(退職)
副署長(法内)	森田 哲裕	日本橋・副署長(徴法調)	山口 尚子	局・調一・調査審理課・主任国際審理官
副署長(総)	中山 拓治	杉並・法人・特官(指定)	川口 篤彦	豊島・徴収・特官(指定)
副署長(徴法調)	星野 克壽	東京国税不服審判所 副審判官	森田 哲裕	(留任)
指 管 運 特 官	下川 龍男	(留任)	下川 龍男	(留任)
指法特官(総括)	北沢 孝則	大和・副署長	福澤 正隆	局・総務・情報処理官付(朝霞)(再)
指 法 特 官	牛嶋 俊明	江東西・法人・特官		
指 源 特 官	高野浦信昭	(留任)	高野浦信昭	(留任)
総 務 課 長	植山 和代	大月・総務課長	平島 慎吾	局・課一・資料総括・課長補佐
管 運 特 官	浦田 志保	(留任)	浦田 志保	(留任)
管 運 特 官	澤村 益美	神田・管運1・統括官	澤 達也	横浜中・管運・特官(指定)
管 運 1 統 括	上田 右人	(留任)	上田 右人	(留任)
管 運 連 調	中村 裕	板橋・管運・連調官	福島理英子	中野・管運2・統括官
管 運 2 統 括	出口 豊秀	(留任)	出口 豊秀	(留任)
管 運 3 統 括	甕 宏昌	藤沢・管運3・統括官	野中 新一	目黒・管運3・統括官
管 運 4 統 括	局 圭子	(留任)	局 圭子	(留任)
徴 収 統 括	長野 満男	局・徴収部・徴収特官付・主査	加藤ゆり子	麹町・徴収・統括官
個 1 統 括	瀬畑 義行	税務大学校・東京研修所・教育官	田中 雅之	東金・個人1・統括官
個 2 料 統 括	藤島満寿夫	京橋・特官(開発)・連調官	齊藤 啓児	横浜中・個人2・統括官
資 産 統 括	室岡 崇	(留任)	室岡 崇	(留任)
法 人 特 官	天沼 晃	(留任)	天沼 晃	(留任)
法 人 特 官	福西 謙	新宿・法人特官・特官	宗形 吉光	(退職)
法 人 特 官	小林 康行	神田・法人特官・特官	井上 雅雄	千葉南・法人・特官(指定)
法 人 特 官	佐藤 智雄	(留任)	大川 忠夫	芝・法人特官・特官
法 人 特 官	中田 昌宏	(留任)	歌門 一隆	西新井・法人5・統括官
法 人 特 官	若林 英司	渋谷・法人特官・特官	佐藤 智雄	(留任)
法 人 特 官	池谷 俊彦	千葉西・法人1・統括官	中田 昌宏	(留任)
法 人 特 官			内山 晴清	本所・法人特官・特官
特 官 連 調 官	吉田 悟	麹町・法人特官・上席	青山恵美子	京橋・国際税務専門官(源泉)・国際官
源 泉 特 官	本多文美子	麹町・源泉特官・特官	馬場 章	品川・法人特官・特官
法 1 統 括	伊辺 憲幸	(留任)	伊辺 憲幸	(留任)
法 連 調 官	佐藤ゆう子	葛飾・法人1・連調官	菅ノ又 密	局・査察・主査
法 2 統 括	早瀬 陽子	(留任)	早瀬 陽子	(留任)
法 3 統 括	和田 志保	四谷・法人3・統括官	村山奈緒美	四谷・法人3・統括官
法 4 統 括	相良 健一	(留任)	相良 健一	(留任)
法 5 統 括	稲森 浩二	(留任)	稲森 浩二	(留任)
法 6 統 括	田中 寛之	茂原・法人2・統括官	賀川 恭代	局・調一・国際官
法 7 統 括	小野 国明	京橋・法人10・統括官	遠藤 敏	千葉南・法人5・統括官
法 8 統 括	石川 進	(留任)	石川 進	(留任)
法 9 統 括	日暮 等	(留任)	堀内 順子	神田・審理専門官(法人)
法 10 統 括	大場 瑞香	(留任)	日暮 等	(留任)
法 11 統 括			大場 瑞香	(留任)
国際専門官(法人)	清水 光広	東京上野・国際専門官(法)・国際官	尾崎 光俊	局・調四・主査
国際専門官(法人)	猪股 正稔	千葉東・国際専門官(法)・国際官		
国際専門官(源泉)	五十嵐 雅	局・調四・調査53・主査	鈴木 礼美	麹町・国際税務専門官(源泉)・国際官
審理専門官(法人)	小玉 貴	(留任)	小玉 貴	(留任)
審理専門官(源泉)	内田 志延	(留任)	内田 志延	(留任)
課 長 補 佐	上松 明子	(留任)	上松 明子	(留任)
総 務 係 長	成松栄太郎	江東西・総務・会計係長	菊池 航	渋谷・総務・総務係長
会 計 係 長	河野 雅弘	江戸川北・総務・会計係長	朝日 亮太	局・調一・国際調査管理・調査官

女性らしく美しく歩いてみませんか？

『足が短い？ え？ 短い足？？』

(女子部 世話人 うめだふみえ 梅田文江)

日本橋支部会員は約1,000名ですが、そのうち女性は約150名と少数派です。

2022年4月より女性活躍推進法が改正となりました。税理士会は対象ではありませんが、労働者101人以上の会社は女性が活躍できる組織とすることを求められています。

それを受けてではありませんが、日本橋支部でも『女子部』を組織し、女性自ら女性税理士のための活動を少しずつではありますが、取り組んでいます。



2022年6月から、女子部のイベントとして『ストレッチ講座』を開催しており、今回はそのイベントの報告をさせていただきます。

Lesson1：足の長さが左右で違うって、知っていますか？

講師 「床に座って足を投げ出し、くるぶしの位置を合わせると、ほとんどの人は足の長さが違っています」

女子部参加者・・・ほんとだ！

講師 「椅子に座った時に、足を組むときにどちらの足が上になりますか？ 長いほうの足が上になっていませんか？」

女子部参加者・・・確かに！

講師 「本来、足の長さは同じなので、違うということは体がゆがんでいるということです。ストレッチでその体のゆがみを直しましょう！」

ということでストレッチを教わりました。

講師 「はい、短い足を上にあげて！」

(う～ん、私の足は短い・・・)と心の中で一人突っ込み(笑)

足のストレッチが終わったら、最初と同じように床に座って投げ出した足の長さを比較すると、あら不思議・・・同じ長さになった！

長い方の足と同じ長さになったはず？・・・うん、なっている！

でも短い足には変わりはない・・・(笑)

Lesson2：片足で立つことができますか？

美しく歩くためには、後ろ足で踵を蹴りだす、つまり片足で立てなければ正しく歩けないそうです。

歩くって難しいですね、皆さん歩くときに踵から着地していますか？ ベタ足やつま先から着地をしていませんか？

後ろ足に体重をのせて正しく蹴りだすと、十分に体幹が鍛えられて、良い運動になるそうです。

日々正しく歩く！これだけで健康になれます！



90分のイベントで、講師から健康でいるためのいろいろなお話を聞くことができ、腹囲を細くするっ！？マッサージの仕方も教わり、参加者大満足のイベントとなりました。

参加者からは、リンパの流れが良くなり、肩こり、目の疲れの改善があったと後日報告がありました。

心地よい汗をちょっとかいて、その後ちょっと、ちょ～っとだけお酒を飲んで、女子部は楽しい～ですよ！

次回開催は、支部配布物、HPでお知らせしますので、日本橋支部女性会員の皆様、次回のイベントでぜひお会いしましょう！



おなかも凹みます



美しく歩く為の練習

日本橋支部周辺探訪

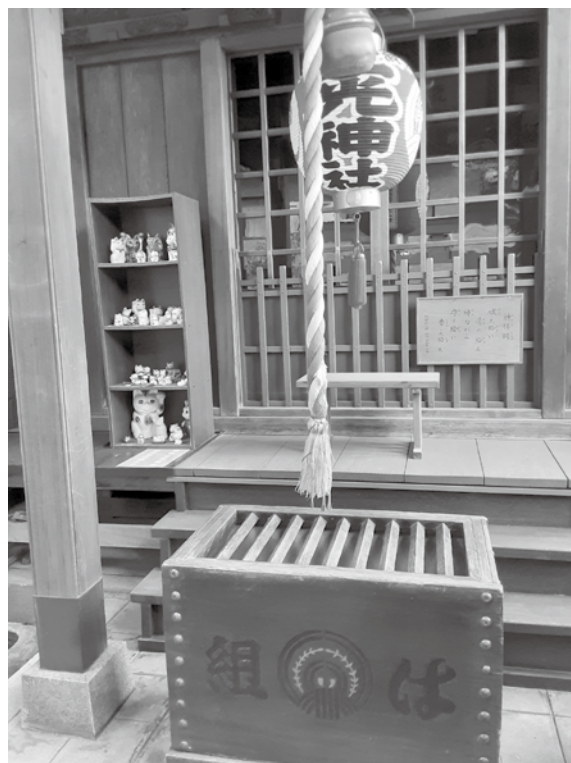
(J・K)

人形町は、昔の花街をもとに、演芸の盛んな地域

以前、広報部で日本橋の町名の由来等の記事がありましたが、もっと細かく、日本橋支部周辺の歴史を探訪してみたいと思います。文中不適切な表現があるかもしれませんがご容赦ください。

今の日本橋支部（以下、支部とします。）は、人形町2丁目にありますが、その前は、人形町1丁目の旧町名でいう「芳町」にありました。江戸時代は、現人形町周辺は、「元吉原」と呼ばれる遊郭が設置され繁栄を極めていたようです。しかし明暦の大火により遊郭は、浅草（新吉原）に移転し、「元吉原」は、私娼窟となり中村座をはじめ歌舞伎の芝居小屋も立ち並ぶようになりました。それに伴い「陰間茶屋」が生まれ、若衆と呼ばれる10代、20代の少年が客を取るようになりました。当時の役者は、男娼を兼ねていて、それが芳町、花街の始まりで、幾多の変遷を経て昭和24年には芸姑278名、置屋が177件ありました。今残る料亭は『玄冶店濱田家』1軒のみです。同性愛（行為）は、日本の文化だったのです。

以前は、人形町駅の現ダイソーがあるところに「はな家」という料亭がありました。私が税理士登録した当時は、日本橋支部の総会はその「はな家」のお座敷で開催されて、30歳前の私にとって初めての場所で驚かされました。総会の議事後はその



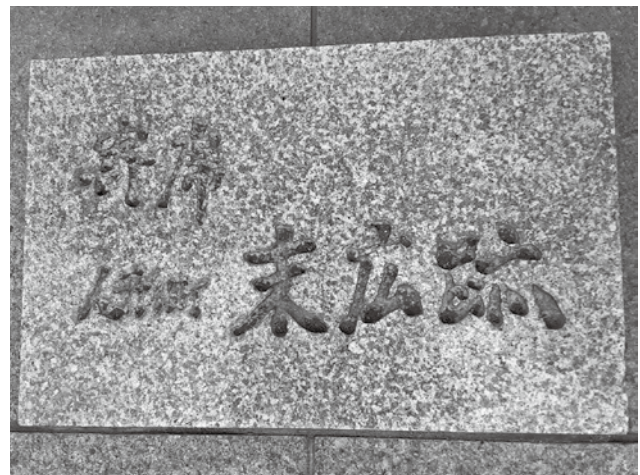
お座敷で芸者さんの接客で、懇親会が始まり、日本橋支部は、「粋」だなど、印象付けられました。

支部の周辺には、「三光稲荷神社」があります。神社、と云えば日本橋七福神が有名ですが、各町（旧地名毎）に神社が祀られています。1603年当時の「長谷川町」（現・堀留二丁目）に当地の大地

主の方が当地の鎮守として祀ったのが創建とされています。特徴的なのは、狛犬の像で、招き猫の並ぶ棚があり、猫族守護神として霊験があるとされています。

次の名刹は、玄冶店（げんやだな）です。げんじやではありません。冶は、鍛冶の冶で、店は「たな」と読みます。徳川家の御典医であった岡本玄冶の拝領屋敷一帯を指しました。『与話情浮名横櫓』（よわなさけうきよのよこぐし）は、歌舞伎の題目で、与三郎、お富の舞台として知られていました。歌謡曲『お富さん』で一躍有名になりました。

最後に取り上げるのは、人形町末廣亭です。明治から大正期は、人形町周辺には、大小の間屋、商店が立ち並び人口が増加して、多くの寄席が存在し、その一つが人形町末廣亭です。名称の由来は、元吉原があった時代からの地元の総鎮守である末廣神社に因んだ名前と言われています。戦後、来場者の減少で経営が悪化し、借地であったため、土地の買取りを打診されたが、買取りを断念し、昭和45年、人形町末廣亭の幕をおろしました。今は、石碑が残り、当時の面影を伝えています。また、日本橋界限には、多くの落語家がおりました。（林家木久扇、先々代の江戸や猫八等）人形町は、昔の花街をもとに、演芸の盛んな地域でした。



税界放談

こうも暑いと仕事を
する気にもなりま
せん。栄養価の高
うなぎを食べて、こ
の暑い時期を乗り切
るのもいいですね。

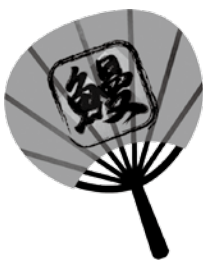
今年は「土用の丑の
日」が7月23日と8月4
日の2回あります。

「丑の日」は、干支の
十二支から来ていま
す。十二支は年もあり
ますが、日にもあり、
12日ごとに繰り返さ
れます。この18日間
の間に丑の日が1回
から2回訪れます。こ
れが「土用の丑の日」
です。

「土用」とは、立春・立夏・
立秋・立冬の直前の季節の
変わり目の約18日間を指し
ます。古代中国の五行思想
に「万物は、木・火・土・金・
水の5つの要素から成る」
という考えがあります。春
は木、夏は火、秋は金、冬
は水と四季に当てはめ、土
は季節の変わり目、地中か
ら芽を出させるという土の
働き（土用）の時です。

ここところ、物価が上
がっています。金、ガソリン、
食品等々。これに続いて消
費税の税率も上がったら、
それもうなぎ登りに上がつ
たら、ぞつとしますね。想
像しただけでも冷や汗をか
きます。少しは、涼しくな
つたかな？

(H・A)



研究論文

未上場会社株式の戦略的な売買

おお さと けい 佳
大里 佳



1. はじめに

未上場会社株式を買付集約したい又は売却整理したいというニーズは、近年のトレンドである事業承継対策と一体又は派生する形で増加傾向にある。この点、これらのニーズに応えるには、広汎な選択肢の検討及びキャッシュフロー及び税負担シミュレーションが重要となる。そこで、本稿では、未上場会社株式の戦略的な売買について検討を行う。なお、本稿中意見にわたる部分については筆者の私見であり、確定的な法律又は税務に関する判断を提供するものではない旨予め申し添える。

2. アドバイザーの役割

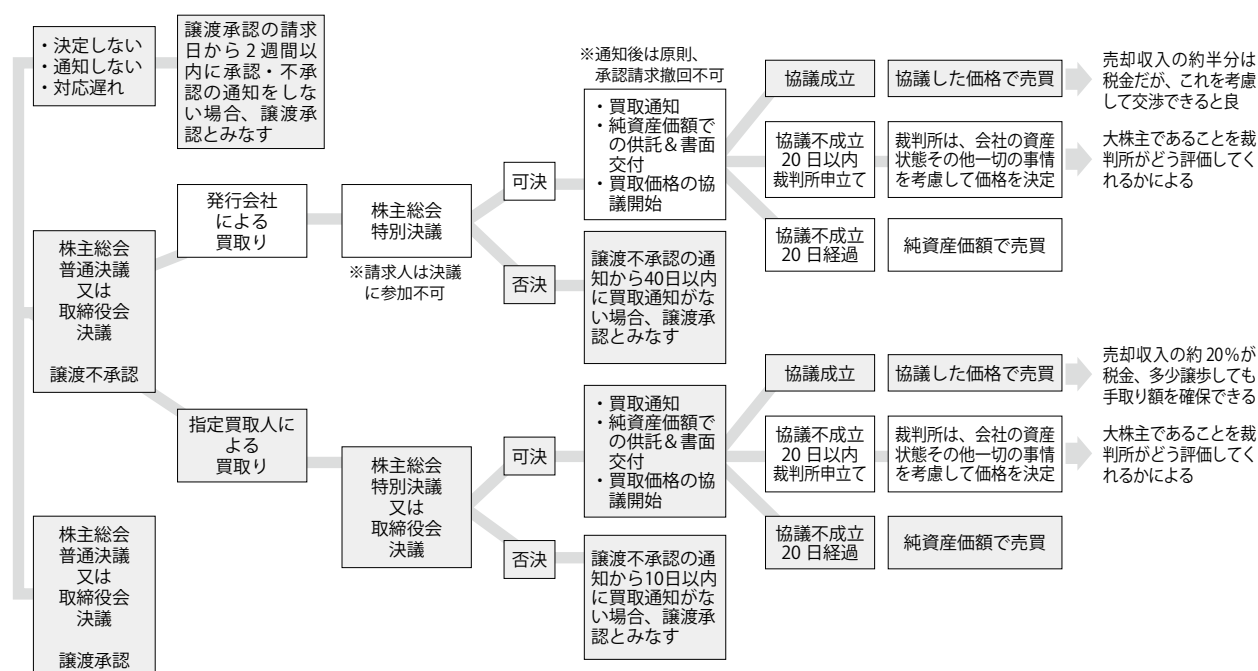
未上場会社株式の買付集約ニーズは、主に経営者サイドが有しており、過去の資本政策や先代の事業承継対策の結果分散した株式を経営者サイドに集約することを目指すものである。一方、売却整理ニーズは、主に株主サイドが有しており、傍

系親族や親族外株主が承継した株式を現金化することを目指すものである。前者には税コストを含めた総支出額を抑制するインセンティブがあり、後者には税コストを控除した手取収入額を増加させるインセンティブがある。

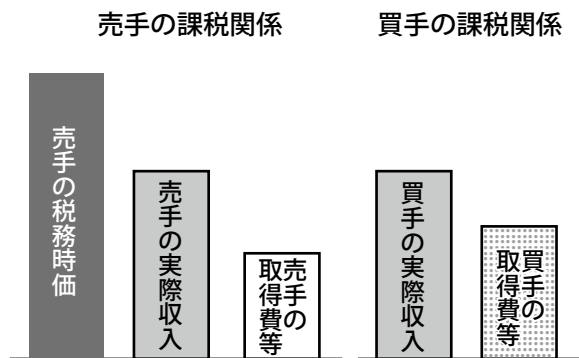
これらのケースにおいて、チーム組成された弁護士及び税理士は、いずれか一方サイド(依頼人)のアドバイザー(交渉はすべて弁護士が担当)に就くのであるが、当該依頼人のキャッシュフロー及び税負担のみを検討するのではなく、相手方サイドのキャッシュフロー及び税負担についても検討を行う。これは、相手方が「売らない」又は「買わない」という法律で守られたオプションを保有しているケースでは、相手方が最後まで交渉のテーブルから降りないようにするために相手方への思慮が不可欠であることに加え、依頼人と相手方サイドが着地点を模索するのに役立つためである。

なお、交渉のテーブルから降りたケースに備えて、一定の要件を満たすことを前提とした強制的

譲渡制限株式の譲渡承認不可の場合に買取を求める請求を行った場合(株券不発行会社)



な方法により、株式集約を図る又は現金化を図る選択肢も当然に検討することとなる。しかしながら、強制的な方法は、裁判所が関与することも多く不確実性が高い方法であるため、依頼人にそのメリットやリスクを十分に理解頂くことが不可欠である。例えば、保有株式を現金化したい依頼人が、他の既存株主を譲受人とする譲渡契約を締結したいと望む場合(当該既存株主に買う意思があるケース)、アドバイザーとしては下図のような結果が生ずる可能性を依頼人に提示し、ディスカッションを行う。



3. プランニングの概要

キャッシュフロー及び税負担の検討では、いわゆる5W1Hを用いて状況を細分化して検討することが有効と考える。このような細分化を行う中で、依頼人のニーズや疑問点が明確になるとともに、これまでの歴史や経緯、取引相手方サイドの人柄、性格又はコンプライアンスに対する考え方その他の定性情報を依頼人から入手することが可能となる。

(1) いつ

「いつ」には、売買取引回数(1回・複数回)と売買取引時点(現時点・将来)の2つが含まれる。ほとんどのケースでは、現時点において1回で取引を行うこととなるが、例えば、買手サイドの資金調達状況や贈与税負担を考慮して、複数回の取引(通常、都度売買契約を締結)を検討する事例もある。また、売手サイドでは、会社の業績が好調である場合に、現時点で売却せず将来の価値向上を待つ戦略を選択することもある。

(2) どこ

「どこ」は、売手、買手及び対象株式発行会社の物理的な所在を意味する。多くのケースでは、いずれも日本国内となるが、売手又は買手につい

て、非居住者(海外駐在中、移住)が存在するケースや事業譲渡類似株式に該当するケース、出国税の適用を受けたケースが考えられる。また、対象株式発行会社に海外関係会社がある場合の財務情報の入手可能性についても検討を要する。

(3) なに

「なに」は、取引対象のことであり、対象株式発行会社の株式を指す。同社が発行する新株予約権や社債がある場合、これらについてもその内容を確認し、本件にどのような影響や関連性があるかを検討する。

(4) どのように

「どのように」は、取引の態様を意味する。本稿では売買を念頭に記述しているが、ほかに贈与や遺贈、組織再編行為が考えられる。また、売買後に一定の要件を満たす場合に株式交付制度を活用する方法も考えられる。

(5) いくら

「いくら」は、売手と買手の交渉上(私法上)の取引価額である。民法その他の法令及び公序良俗に反しない限り、どのような交渉過程があってもどのような資料を用いても問題なく、どのような金額とすることも自由である。交渉が妥結しないケースで一定の場合(譲渡承認請求不承認、反対株主の買取請求等)、裁判所が価格を決定するが、これは会社非訟事件であり税務訴訟ではない。ただし、裁判例を分析すると、直前の持株割合に応じた評価モデルの使い分けがなされている傾向にあり(例えば、少数株主は配当還元法、大株主はDCF法や純資産価額法)、税務上の時価の考え方と通底するものがあると感じる。

アドバイザーとしては、依頼者の要望に応じて、いわゆる鑑定報告書(DCF法やマルチプル法等)を作成又は入手し、これを基にスキームを構築するケースもある。また、当該交渉上の取引価額に、本件とは直接関係のない事象を織り込むこともある。例えば、役員報酬や退職金との水準調整、又は不動産の賃料水準や買取りとのバーター取引が考えられる。

この交渉上の取引価額が、税務上も時価として認められるかは慎重に検討する必要がある。売手と買手の間に大きな情報の非対称性があるケース、又は根拠資料や交渉過程に経済合理性を考慮した形跡がないケースでは、いわゆる純然たる第三者

間価額に該当せず、税務上認められない可能性が高いと料する。このような場合、次の(6)で述べるとおり、税務上の時価による引き直しが生ずるものと考えられる。なお、このような引き直しを忌避して、交渉上の価額を税務上の時価とする実務例は多いと感じる。

(6) 誰が・誰に

「誰が」「誰に」は、売手及び買手の属性を意味する。本稿では、「誰が」を売手とし、「誰に」を買手とすることとする。

売手については個人株主、法人株主という属性2種類に加え、それぞれ大株主、少数株主という別の属性2種類があることから、全部で4種類となる。一方、買手についても同様に4種類となるが、さらに対象株式発行会社（自己株式の取得）が加わり5種類となる。

すなわち、単純に20通りの組み合わせが存在することとなるが、このようなパターン分けは、税務上の時価の算定に役立つほか、売手及び買手のキャッシュフロー及び税負担の検討・シミュレーションに役立つ。例えば、買付集約をしたい経営者が、その原資として借入金ではなく会社の内部留保を利用する（自己株式の取得）場合、売手の個人株主にとってはみなし配当課税が重く、税コスト控除後の手取額は、当該経営者個人や別法人が買手となるケースに比較して大幅に少なくなる。また、当該売手株主に対してはみなし譲渡所得課税が、当該経営者を含む残存同族株主に対してはみなし贈与課税がそれぞれ生ずる可能性について検討が必要となる。そこで、自己株式の取得以外の方法に変更することとし、その結果、売手の税コスト控除後の手取収入額は増加するに至った。加えて、売手の手取収入額をベースに交渉をした結果、買手の税コストを含めた総支出額も抑制されるに至った。このようなケースでは、自己株式の取得が先行して打ち出されていたこともあり、売手株主にとっては、売買価額が減額となっても手取収入額が増加していることから、当該減額に大きな抵抗は見られなかった。

この例のように、売手又は買手の税負担は、取引の相手方の属性によっても変化する。ここに、戦略性の一端を窺い知ることができると料する。

4. 税コストの検討

税コストには、(イ)交渉上の取引価額をベースとした課税関係、(ロ)交渉上の取引価額が税務上の時価に引き直された際の課税関係があり、その両方を検討する必要がある。(イ)(ロ)については次のような図示を用いて、これらを一度に検討することが有効と考える。

この図示で重要なのは、売手の実際収入の柱と買手の実際支出の柱は同額となる一方、売手の税務時価の柱と買手の税務時価の柱は、必ずしも一致しないことである。すなわち、後述するように、売手、買手それぞれに税務時価が存在するということである。なお、交渉上の取引価額が税務上も時価と認められる場合は、売手の税務時価と買手の税務時価、実際収入、及び実際支出の4本の柱は同額となる。

これらの柱の高低によってさまざまな課税パターンが考えられるところであるが、本稿ではこれを割愛し、税務上の時価の柱についてその概要を記述することとする。

(1) 適用される税目とその税目上の時価

税務上の時価は、相続税法、所得税法及び法人税法とそれぞれに存在し、またその内容も異なる(財産評価基本通達価額、所得税法上の時価、法人税法上の時価)。そのため、どのような場面において、どの時価を適用すべきかが問題となる。この点、実際の取引価額(交渉上の取引価額)が、税務において時価と認められず、税務上の時価に引き直して課税が行われることを想定した場合に、当該売手又は買手にどの税目及び税目上の時価が適用されるかにより判断することが有効と考えられる。

例えば、売手が個人株主で買手が法人の場合、実際取引価額が税務上の時価を下回るときは、売手にみなし譲渡所得課税の適用が考えられる(上回るときは可能性として給与所得、退職所得、又は一時所得)。したがって、この場合、税目は所得税であり、所得税法上の時価を検討する。

(2) 税務上の時価の基本的な考え方

上記(1)のとおり、税務上の時価は税目によって異なるが、財産評価基本通達価額が基本となっている。確かに所得税法上の時価、法人税法上の時価では、まず売買実例価額や類似法人株価等を検

討することになるが、実際のところ適正な時価といえるケースは稀であり、結局のところ純資産価額等を参酌した価額を用いることが実務上ほとんどであろう。

財産評価基本通達価額は、大株主グループ（同族株主グループ）か少数株主かにより大きく異なる。すなわち、大株主グループには原則的評価額、少数株主に対しては特例的評価となる。これは、大株主グループはそのパワーから会社を解散させて残余財産を分配させることができ得る存在なのだから、純資産価額をベースにした株価で評価すべきであり、少数株主はそのパワーがなく、ただ配当をもらうことだけを期待する存在なのだから配当をベースにした株価で評価すべきという考え方に基づくものである。なお、特例的評価方式は、清算中の会社や開業前又は休業中の会社に関してまで適用することはできないと考えられている。

大株主グループか少数株主かの判定にあたっては、その判断に資する資料を網羅的かつ制限なく入手できるか検討する必要がある。養子縁組関係（養子縁組の時期により、養父母いずれかのみの可能性）、離縁、資産管理会社等の同族法人の存在、種類株式（一部無議決権、完全無議決権）、相互保有株式、自己株式、属人的株式、又は家族信託契約の存在によって、その判定結果は異なるものとなる可能性がある。併せて、中心的な同族株主の存在、及びその判定にも留意が必要である。親族図と持株状況図を描き、これに登場する人物一人一人判定していくことが重要と考える。

(3) 1取引2時価の可能性

税務上の時価が登場する場面は、上記(1)のとおり、実際の取引価額が税務において認められず引き直しが起こる場合である。税務ではこのような引き直しを行うことにより、真に利益を得ている者に適正な課税を行い、もって課税の公平性担保を図っていると考えられる。そのため、税務において真に利益を得ているかどうかを課税主体一人一人判定していくこととなり、株式の売買においては売手、買手それぞれに判定がなされる。

例えば、売手が少数株主の法人（例：取引先）、買手が株主の個人（例：オーナー社長）の場合、売手は法人税法上の株価（特例的評価額）、買手は所得税法上の株価（原則的評価額）となる。その結果、この例では1取引に対して、売手、買手

それぞれで税務時価が異なり、1取引2時価となる。

実際の取引価額が税務において認められる場合はどうか。この場合、売手にとっての時価と買手にとっての時価が一致して、1取引1時価となる。

(4) 大株主グループか少数株主かの判定時点

売手又は買手が、大株主か少数株主かは、判定時点によって異なる。例えば、売手について売却前は大株主であったが、その後大部分を売却した結果少数株主となるケースや、買手について株式取得前は少数株主であったが、取得後は大株主となるケースである。これらのケースでは、大株主グループの株価である原則的評価額を適用して良いか、少数株主の株価である特例的評価額を適用して良いか判断に迷うものと考えられる。無論、取引前後ともに大株主又は少数株主という状況であれば、このような判断に迷うことははい。

この点、税務においてわざわざ各主体別一人一人に時価判定を行うのは、その者にとって当該株式がどのような意味を持つかを重視して適正な課税を行おうとするものである。とすれば、売手については、売却直前時点において大株主か少数株主を判定すべきであり、買手については、売却後時点において判定すべきである。なぜなら、売手に対しては、その保有期間中の値上がり益に対して適正に課税すべきであり、その者が売却直前時点において大株主であれば、当該者のパワーは大きく価値も高いと考えることが自然であるからである。また、買手に対しては、取得後の状況に応じてパワーが異なり、取得の結果大株主グループになるのであれば、当該者にとって本取引で取得する株式の価値は非常に重いものであるはずである。

なお、判定時点が争われた税務訴訟として、平成30年（行ヒ）第422号所得税更正処分取消等請求事件（令和2年3月24日最高裁判所第三小法廷判決）がある。

(5) その他の留意事項

未上場会社株式の税務において、注意が必要と考えられる事項を列挙する。

- ・自己株式の取得がある場合における売手株主の課税関係及び残存同族株主の課税関係
- ・複数の会社で株式の相互持合いがある場合の価値計算（行列式やエクセル循環計算の活用）
- ・所得税法上の株価、法人税法上の株価において、中心的な同族株主に該当する際の小会社株価の

算定（（令和2年9月30日資産課税課情報第22号国税庁資産課税課『『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）』の趣旨説明（情報）別添1）

5. 関連条文及び通達

(1) 法令

措法37の10、措令25の8、措法37の13の3、所法36①、所令109、所法59①二、所令169、所法25①五、所法60の2、所令281⑥、所法9①

十七、相法7、相法9、相法21の3①一、法法22②、法法61の2、法令119、法法24①五

(2) 通達

財基通178から193、所基通23～35共-9、所基通59-3、所基通59-6、所基通34-1、所基通36-15、措通37の10・37の11共-22、法基通2-3-4、法基通9-1-13、法基通9-1-14、相基通7-1、相基通9-1、相基通9-2

随 筆



気分は オリンピック選手

ふじ むら なお き
藤村直樹

確定申告が無事終わり、3月決算法人も目途が付き始めた頃『国立競技場で走ってみませんか?』

このキャッチフレーズに惹かれ国立競技場リレーフェスティバルに参加してきました。

私は趣味としてマラソンを始めてから7年以上になります。

新国立競技場と言えば、2020年1月1日のサッカー天皇杯を皮切りに、東京オリンピックの主会場として映像で見たという方も多いのではないのでしょうか。

オリンピック選手も走った（残念ながらマラソンは暑さを避けるため札幌開催となりました）トラックを走ってみたい、ミーハーな私はいち早く「走ったことあるよ」と言いたいがために、3時間耐久リレー3名の部にエントリーしました。

コースは1周約1.5km、市民ランナーが目安とする1km5分（ランナーはキロゴと言う）とすると7.5分/周となり、24周を3名でガンガン回す計算になります。

『20分に1度、7分間の全力疾走×8回』言葉にするとなんてスパルタな、、、と思われるかもしれませんが、実際は29周。

私は2週もおかわりました。

さて走った感想は、円形駐車場の周回！！トラックを出てスタジアムの内部に入るとすぐに駐車場が広がっており、ぐると1周するコース、某大型ショッピングモールの地下駐車場をイメージしてもらおうと分かりやすいと思います。

ただ、トラックに入る時は圧巻で観客席からの歓声、色とりどりのランT（我々がアウトドア部はドピンクの部Tシャツ）、目の電光掲示板にはタスキ渡し前のラストスパートをかける必死のランナーが映り、各階の間にスポンサーの電子広告と華やかです。

最初の3周ほどは都度圧倒され胸熱く目尻が潤んでいましたが、4周目以降はこの苦しさが最低あと5回もあるのか、と違う意味で目尻が潤っていました。

今回の2千人程の参加者である声援あの高揚感なら、収容人数6万8千人が満席になる時には、実力以上の何かが生まれるに違いない。

税理士らしくらぬ非ロジカルな感覚に包まれた初国



立ランでした。

私が所属しているアウトドア部はラン以外にも様々な活動をしています。

東京が梅雨入りして間もない6月24日金曜日、茅場町発の「サンセットカヤックツアー」を行いました。

もちろんカヤック経験者はいません。

まずは、カヤックの基礎講座、パドルの漕ぎ方／左右への進み方。

このパドルの使い方は中々難しく、水をかくアヒルの足のような水かきが両側に付いているダブルプレートパドル。

例えば、左に漕ぐと船の進行方向は右に向く、右に漕ぐと左に振れます。

水中深くに突き刺すとパドルを中心に半円を描きながら前回転します。

次に転覆事例。

オリンピック競技のカヤックの激しさを想像し、濡れても良いスポーツウェアで参戦しており、心も体も転覆には備えて行きました(笑)

実際はかなり安定しており、体験レベルでは故意に傾けない限り転覆はありません。

ライフジャケットも着るので安心安全です。

座学もそこそこに、参加者は不安混じりですが、習うより慣れろ！！早速水上へ放たれます。

茅場町の『霊岸橋』からスタート、茅場町に長く勤めていましたが、あの橋が霊岸橋ということを知りました。霊でも出るのだろうか。

ちなみに当日は風が強く水面の揺れが強い為、安定する2人乗り、男女ペアの4艘体制でした。

漕いでみると真っ直ぐに進むことができず左前にばかり進み、川端の壁にガリガリ、壁をパドルで押し、再度左へガリガリの繰り返しです。

水上は基本右側通行と教えられたので少々焦りがですが、もがくと左に寄ります。

最初はペア2人とも右利きなので、自然と入る力に差があるのかなと思っており、右1に対して左2のペースで漕ぎバランスを取っていました。

ただ、、よくペアの方の漕ぎ方を見る(後ろ席は前の動きを見てバランスを取る役割があります)と、水かきの片方が空中を漕いでいる！？

水中→空中→水中→空中、進行方向が偏る理由分かりましたっっ、脳トレ間違い探しのような進行方向の謎でしたが無事解消、その後は真っ直

ぐ進めるようになりました。

都内最古の橋として、中央区の有形文化財に指定されている『南高橋』。

南高橋は細長い部材を三角形に繋ぐ構造のトラス橋、いかにも頑丈で重厚な感じ です。

橋をくぐる際は、風が集まり漕ぎ手が重くなります。

そして、いよいよ隅田川へ。

水面すれすれから見る隅田川は、上を見ると川幅の広さに怖さを感じ、下を見ると闇の深さに震えます。

ただ、そんな怖さに慣れてくると、ツアー名の「サンセット」の名に相応しいオレンジ色の空と東京のタワーマンション、対岸の佃島に伝わる【鎧伝説】をデザインコンセプトにした『中央大橋』と1つ1つが主役級の景色が広がります。

日没が7時過ぎとのことで、しばし川波に揺られ次なる目的の『永代橋』のライトアップへ。

こちらはスカイツリーと永代橋のダブルライトアップで現代的な華やかさでした。

『豊海橋』で隅田川を後ろに帰路へ、この時には風向きが追い風になり漕がなくてもスイスイ進みました。

体験ツアー終わりはもちろん体験をつまみにアフター、初夏のビールで余韻に浸ります。



仕事／スポーツ／懇親と1日を3倍楽しめるアウトドア部は、毎月第3木曜日19時から神田のランステーションを拠点とした皇居ランを定例にヨガやハイキングとイベントも多数行っています。

お医者さんから適度な運動を進められている方、コロナの自粛太りが等、運動のきっかけはアウトドア部が作ります。

ぜひ一度部活動にご参加／お声がけ下さい。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和4年4月18日(月)

I 審議事項

1. 支部業務執行細則の一部改正の件

II 報告事項

1. 令和3年度・令和4年度各部事業報告及び事業計画案の件
2. 令和3年度・令和4年度支部会計収支報告・予算案の件
3. 登録調査(4/15)の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和4年5月16日(月)

I 審議事項

1. 令和3年度・令和4年度各部事業報告及び事業計画の件
2. 令和3年度・令和4年度支部会計収支報告・予算の件
3. 令和3年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件

4. 定期総会(6/30)当日分担確認等の件

II 報告事項

1. 災害対策積立資産取扱規程、支部業務執行細則の一部改正の件
2. 東京税理士協同組合総代選出の件
3. 日本橋税務懇話会(4/19)の件
4. 常会(4/22)の件
5. 署との拡大定例連絡会(4/25)の件
6. 顧問相談役会(4/25)の件
7. 登録調査(5/13)報告の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和4年6月3日(金)

I 審議事項

1. 令和4年度定期総会(令和5年6月)日時の件
2. 事務局夏期休暇日程に関する件

II 報告事項

1. 会計監査報告(5/18)の件

III 各部報告、委員会報告、以上

(総務部長 増田和弘)

〔研修部〕

令和3年度は多くの会員の方に研修を受講いただきありがとうございました。令和3年度の36時間達成者は648人、達成率は66.8%でした。令和2年度と比較して6%増加することができ、うれしく思います。令和4年度も皆様のためになる研修をたくさん企画しますが、コロナ過の状況は変わらないので、東京会のWEB研修、日本橋支部のHPを活用し、研修登録時間を増やしていただきますようお願いいたします。

《実施した研修会》

日 時：令和4年4月22日(金) 14:00～16:30

テーマ：「コロナ後に始まる税務調査～手続きの理解と対応について」

講 師：税理士 岩田 健一郎 氏

会 場：AP日本橋

※ 常会後研修、WEB同時配信

日 時：令和4年5月18日(水) 14:00～16:00

テーマ：「顧問先のために知っておきたいM&Aを使った事業承継」

講 師：三橋 透 氏

(ジャパンM&Aソリューション株式会社)

会 場：AP日本橋

日 時：令和4年5月25日(水) 14:30～16:30

テーマ：「国際税務情報と税務調査」

講 師：税理士 望月 文夫 氏

※ DVD研修

日 時：令和4年6月14日(火) 14:00～16:30

テーマ：「貸付金債権の相続財産該当性を検証する」

講 師：税理士 守田 啓一 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和4年6月24日(金) 17:30～19:30

テーマ：「裁決書から見てくること」

講 師：税理士 奥田 芳彦 氏

※ DVD 研修

優 勝 櫻井 和儀 ネット73

2 位 丹羽 正裕 ネット77

3 位 道免 良春 ネット77

ベストグロス 湯本 康弘 82 (OUT43・IN39)

森 一郎 82 (OUT41・IN41)

(ゴルフ部 湯本康弘)

日 時：令和4年6月30日(木) 13:30～15:00

テーマ：「現下の国際経済情勢と日本の将来」

講 師：古澤 満宏 氏

会 場：ロイヤルパークホテル

※ 総会時記念講演

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和4年4月8日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和4年5月13日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和4年6月10日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和4年7月8日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：令和4年8月5日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

〔厚生部〕

〈ゴルフ部〉

昨年12月から4月のTNG会の報告をします。

12月22日 第335回TNG会 参加人数24人

於：鎌ヶ谷カントリークラブ

優 勝 岩川由美子 ネット68

2 位 浅見 達雄 ネット69

3 位 大澤 環 ネット70

ベストグロス 小原 正寛 81 (OUT43・IN38)

3月28日 第336回TNG会 参加人数23人

於：船橋カントリー倶楽部

優 勝 丹羽 正裕 ネット73

2 位 高橋美津子 ネット79

3 位 森 一郎 ネット81

ベストグロス 小原 正寛 84 (OUT42・IN42)

森 一郎 84 (OUT41・IN43)

4月13日 第337回TNG会 (京橋支部交流戦)

於：中山カントリークラブ 参加人数27人

〈野球部〉

令和4年4月から令和4年7月までの野球部の活動に関してご報告致します。

まずは、コロナ禍による活動自粛や大会中止の影響で監督等の役職任期が延長となっておりましたが、この6月から新四役を中心として活動していくことになりました。現時点で開催が予定されております秋の大会での六連覇達成に向けて気持ち新たに練習に励んで参りたいと思います。宜しくお願い致します。

★活動内容

4月20日 親睦ゴルフコンペ(取手国際ゴルフ倶楽部)

5月18日 浜町公園グラウンド 練習

6月4日 交流試合 神宮外苑グラウンド

・日本橋支部 1対1 日本生命野球部OB

・日本橋支部 14対9 甲子園オールスターズ

※1勝1分けで優勝

6月8日 日本橋税務署との親睦試合 浜町公園グラウンド

・日本橋支部 1対2 日本橋税務署

7月6日 第一ブロックリーグ戦 神宮外苑グラウンド

・日本橋支部 7対5 麻布支部

感染対策にも配慮しながら活動を盛り上げ、連覇を重ねて参りたいと思います。

また、9月に開催されます秋の大会は神宮外苑グラウンドにて行われます。グラウンドでの熱い応援を部員一同心よりお待ちしております。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 三浦敏幸)

〈テニス部〉

練習会

4月7日 高輪テニスセンター 7名参加

5月16日 高輪テニスセンター 7名参加

6月8日 高輪テニスセンター 6名参加

6月29日 有明テニスの森 7名参加

東京オリンピックで使用した、有明テニスの森で練習しました。大変設備が整ったコートで、今後も活用したいと思います。

東京税理士会テニス大会参加

5月10日 昭和の森テニスコート

日本橋支部からは2ペアが参加しました。以下結果は次の通り。

予選リーグとは、どの上位トーナメント戦(グループ1位、2位、3位、4位各トーナメント戦)に進出するかを決めるリーグ戦です。

上位トーナメント戦では、更にそれぞれのグループの中で優勝、準優勝を競います。

○丹羽・塩谷ペア

予選リーグ

1回戦 日本橋 2-6 江戸川北

2回戦 日本橋 1-6 武蔵野

(結果、3位トーナメント戦への進出)

3位トーナメント戦の結果は次の通り

1回戦 日本橋 1-6 芝

○東海林・布川ペア

予選リーグでは1勝2敗で3位トーナメント戦に進出

3位トーナメント戦の結果は次の通り

1回戦 日本橋 6-2 目黒

準決勝 日本橋 6-1 立川

決勝 日本橋 2-6 芝

残念ながら決勝で芝支部に敗れ3位トーナメント戦では準優勝でした。

秋の大会は10月21日、24日に昭和の森テニスセンターで開催されます。

参加予定なので、応援よろしく願いいたします。

(テニス部長 塩谷 満)



〈アウトドア部〉

4月21日 皇居ランニング練習会 参加者3名

5月11日 支部事務局でアウトドア部部会を開催参加者6名

今期の活動計画について打ち合わせを行った。

活動予定の概要については支部HPに掲載

5月16日 千駄ヶ谷の国立競技場で行われたマラソン大会に3時間リレーマラソンの部に3チーム9名で参加。3チームとも無事に完走した。

5月19日 皇居ランニング練習会

3月決算法人の対応で皆さん忙しく参加者が1名だったため、中止

6月16日 皇居ランニング練習会 参加者4名

6月24日 イブニングカヤックツアー

参加者7名



ツアーの事務所に18時15分集合して霊岸橋のたもとよりスタート。日本橋周辺の河をカヤックで巡りました。

7月2日 パン屋・カフェ巡りラン&ウォーキング 参加者ラン6名 ウォーキング5名

ウルトラ女性ランナーの「みゃこさん」をお招きして、清澄白河駅に9時に集合。清澄公園で準備体操をしてからランとウォーキングのグループに分かれて、途中のパン屋やカフェを巡りながら木場公園を目指しました。

今後の予定

7月16日 シャワークライミング(滝登り)

奥多摩の滝を登り、河を滑るツアー

7月21日 皇居ランニング練習会

9月~10月ごろ リレーマラソン大会

11月ごろ ハイキング

アウトドア部では部員を募集しています。毎月の皇居ランニング練習会の他、マラソン大会、ウォーキング、ハイキング、ラフティングなどアウト

ドアに関する様々な活動をして行きます。興味のあるイベントのみの参加でも大歓迎です。ぜひ、お気軽にご参加ください。

(アウトドア部 増田和弘)
(厚生部長 湯本康弘)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分(電話対応)

実施日	会 場	担当税理士
4月6日(水)	法人会事務局	津村 玲
4月20日(水)	〃	余西 吉巳
5月11日(水)	〃	佐藤 嘉光
6月1日(水)	〃	安藤 孝夫
6月15日(水)	〃	平川 彰
7月6日(水)	〃	秋庭 守
7月20日(水)	〃	山崎 健

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
5月19日(木)	中小企業相談センター	峰岸 茂雄

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会 場	担当税理士
4月12日(火)	中央区京橋プラザ	野末 和宏
6月14日(火)	〃	野村 幸広

《支部無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
4月13日(水)	支部事務局会議室	野村 幸広
5月11日(水)	〃	平川 彰
6月8日(水)	〃	岩村 仁志
7月13日(水)	〃	木下 純一

《支部相続税無料税務相談》

実施日	会 場	担当税理士
4月14日(木)	支部事務局会議室	秋庭 守
5月12日(木)	〃	佐野 典子
6月9日(木)	〃	山口 佳彦
7月14日(木)	〃	土田 美子

(税務支援対策部長 池上大二)

〔情報システム委員会〕

情報システム委員会では、7月13日(水)に税理士業務のデジタル化に向けて研修を行いました。

講 師：税理士 杉山靖彦氏

内 容：どうやって税理士業務をデジタル化するのか？

場 所：AP日本橋

(情報システム委員長 塩谷 満)





日本橋税務署との野球交流試合

令和4年6月8日 浜町運動場

野球部 み うら とし ゆき
三 浦 敏 幸

令和4年6月8日に、浜町運動場において日本橋税務署と日本橋支部野球部との野球による交流試合を行いました。

従来からソフトボールによる交流は行われていましたが、野球による交流は近年にない試みとなりました。

これは、日本橋税務署の高校野球経験者の方が高い熱意で主導してくださったこと、また、剛腕ピッチャーが日本橋税務署の所属となったことがきっかけです。

コロナ禍での延期や主導してくださった方の異動などの数々のハプニングを乗り越え、ついに開催が実現いたしました。

当日は、運動しやすい気温の元での実施となりました。日本橋支部からは、野球部員の他、竹田支部長と湯本厚生部長も参加し、20名の参加となりました。日本橋税務署も、噂の剛腕ピッチャーを含む22名の参加がありました。

まずは開催が実現したことの喜びを胸に全員で記念撮影を実施し、試合開始となりました。

和やかながらも緊迫感のある雰囲気の中、試合は白熱した投手戦となりました。日本橋支部が先制したものの、日本橋税務署の外野の好返球によ



る本塁アウトやピッチャーによる好守備などに阻まれ、追加点が奪えない展開が続きました。

最終回、日本橋税務署の猛攻によりランナーを溜められた場面で、日本橋支部としてはアンラッキーなヒットを打たれてしまい、1対2でサヨナラ負けとなりました。

結果は残念だったものの、近年にない取り組みを合同で行えたことにより、日本橋税務署の方々とのさらなる交流を図ることができたと感じております。

例年のソフトボールによる交流に加え、今後の交流に新たな選択肢ができたことも成果の一つだと思います。

次回の開催を楽しみにしています。





租税教室は税理士として重要な事業

租税教育推進委員会 あお き ひさ なお
青木久直

税理士法には、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が設けられています。また、日本税理士会連合会会則にも「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動（以下「租税教育等」という。）に関し必要な施策を行うこと。」が事業として設けられ、同様の内容が東京税理士会会則、日本橋支部規則にも設けられています。そして、その事業の中心的な取り組みが「租税教室」になります。

租税教育の目的は、「租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成すること。」です。つまり、租税教育とは、租税に関する知識の学習はもちろんのこと、単に知識を習得させることに留まるのではなく、その知識を基に考え実践する学習を行い、税の制度や政治、社会の仕組みに興味を抱かせ、税を通じて社会を考えることによる民主主義の理解や主権者としての社会参画意識を育むことです。

日本橋支部の区域には、5つの中央区立の小学校が有ります。令和4年度は5月と6月に4つの小学校で租税教室を開催しました。各小学校とも事前に打ち合わせを行い租税教室の当日の授業の流れ、感染予防対策の徹底を確認しました。

授業は、日本税理士会連合会の租税教育推進部が作成したテキストを活用し、パネルやパワーポイントを使用して進めます。授業の内容は、「税の意義・役割」として、税が必要な理由について考え、財政赤字や少子高齢化等の社会問題にも触れながら税の使途についても考えました。また、「税から考える社会の仕組み」については、税の目的により約50種類の税目があり、立場の違いによる公平感の感じ方や意見の合意形成を理解するためゲームを行いました。ゲームの内容は、税金の集め方を体感してもらうため、クラスを所持金が500万円、2500万円、7000万円の3つの班に分け、それぞれの所持金の中なら3000万円の税金を集

める内容です。それぞれの立場を変えて机会の公平性や結果の公平性を理解してもらいました。

授業の最後は、日本橋税務署からお持ち頂いた1億円のレプリカの入ったジュラルミンのケースの登場です。児童たちも初めて見る1億円のレプリカに興味津々です。

日本橋支部の区域の小学校は5校と他支部より学校数は少ないですが日本橋税務署と協力しながら内容の濃い租税教室を積極的に開催していきたいと思います。



会 員 の 異 動

<入 会>

氏 名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
染 谷 裕 太	〒103-0016	日本橋小網町9-5-804号	080-1338-4041	5月26日	
熊 野 翔 一	〒103-0001	日本橋小伝馬町14-10 アソルティ小伝馬町Liens3階B室 税理士法人トゥモローズ	3527-3756	5月26日	
稲 垣 泰 典	〒103-0027	日本橋3-7-10タンペイ日本橋ビル あがたグローバル税理士法人 東京事務所	5200-1044	5月26日	
梁 三 雄	〒103-0013	日本橋人形町2-7-5 グランスイート日本橋人形町214稲垣 稔税理士事務所	3663-4280	5月26日	
米 野 美和子	〒103-0023	日本橋本町4-15-11 岩月日本橋ビル8階 萩口義治税理士事務所	6231-0996	6月28日	

<転 入>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
西 村 和 彦	〒103-6117	日本橋2-5-1税理士法人令和会計社	3231-1858	4月20日	
菅 原 一 道	〒103-0021	日本橋本石町2-1-1 Oneアカウンティング税理士法人	080-2454-0204	5月9日	
遠 藤 諒 平	〒同上	同上	同上	5月9日	
星 泰 光	〒103-0016	日本橋小網町4-8-403	6231-1311	5月16日	
仲 村 匡 正	〒103-0015	日本橋箱崎町42-1 東京シェンティアターミナルビルデ ィング本館1階115号室	6272-3949	5月17日	
杉 沢 史 郎	〒103-0016	日本橋小網町4-8-403号	3511-8868	5月19日	
長 谷 和 実	〒103-0012	日本橋堀留町2-4-5 長谷川ビル5階 松岡・大江・伊勢税理士法人日本橋オフィス	080-6788-1674	6月9日	
吉 見 和 典	〒103-0022	日本橋室町4-1-14 日本橋アサヒビル2階 アレスコ税理士法人 日本橋オフィス	6262-2767	6月21日	
小 川 浩	〒103-0013	日本橋人形町1-7-10 人形町ツカコシビル202号室 誠国際税理士法人	5614-0349	6月23日	
向 山 光 浩	〒同上	同上	同上	6月23日	
黒 田 伸 明	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	6月23日	

<法人入会>

法人名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
Oneアカウンティング 税理士法人	〒103-0021	日本橋本石町2-1-1	080-2454-0204	5月9日	
松岡・大江・伊勢 税理士法人 日本橋オフィス	〒103-0012	日本橋堀留町2-4-5長谷川ビル5階	080-6788-1674	6月9日	

アレスコ税理士法人 日本橋オフィス	〒103-0022	日本橋室町4-1-14 日本橋アサヒビル2階	6262-2767	6月21日	
誠国際税理士法人	〒103-0013	日本橋人形町1-7-10 人形町ツカコシビル202号室	5614-0349	6月23日	

<事務所住所変更>

氏名	郵便番号	事務所住所
松田 匡司	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-6-7-1004
藤牧 なおか	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-4-6 藤牧ビルNO2
三宮 修	〒103-0027	日本橋2-16-13 シンシア日本橋兜町802
櫻井 利一	〒103-0012	日本橋堀留町1-5-7 ユービル5階C室
鈴木 利光	〒103-0027	日本橋1-2-10 東洋ビル3階
島 康介	〒103-0005	日本橋久松町6-8-201
井上 慶太	〒103-0026	日本橋兜町9-5 THE HUB日本橋兜町323号室
高津 理英子	〒103-0027	日本橋3-6-2 日本橋フロント1階

<事務所名変更>

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
藤牧 なおか	藤牧なおか税理士事務所	大田原 幸司	税理士法人つばさ
鈴木 利光	鈴木利光税理士事務所	堀内 裕太	税理士法人つばさ
島 康介	島 康介税理士事務所	高津 理英子	高津理英子税理士事務所

<法人事務所名変更>

旧事務所名	新事務所名
税理士法人大田原・眞崎事務所	税理士法人つばさ

<事務所電話番号変更>

法人名	電話番号	法人名	電話番号	法人名	電話番号
藤牧 なおか	3669-4060	鈴木 利光	090-2577-6928	島 康介	6879-1900
水野 竹流	080-3605-0504	高橋 和則	6555-3153	高津 理英子	090-7173-3215

<転出>

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
加藤 康行	神田支部へ	古庄 夏耶	品川支部へ	湯本 康平	麻布支部へ
三谷 淳	芝支部へ	大濱 優士	本所支部へ	古田 真吾	麻布支部へ
中村 嘉秀	麹町支部へ	安原 真也	豊島支部へ	大野 修平	上野支部へ
末廣 将弥	上野支部へ	田山 毅	麹町支部へ	千田 佳子	麹町支部へ
布施 恭祐	神田支部へ				

<退会>

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
村田 倫子	業務廃止	繁野 径子	業務廃止	由比 祝生	東京地方会へ
近岡 三喜子	千葉県会へ	土屋 聖介	千葉県会へ	蟻坂 欣一	業務廃止

坂村 武 春	業務廃止	亀 本 恵 右	千葉県会へ	大 口 雄 一	業務廃止
志 村 智 隆	業務廃止	水 村 陽 介	業務廃止	片 山 寛 之	千葉県会へ
中 川 充	北海道会へ				

<法人会員転出>

法人名	電話番号	法人名	電話番号	法人名	電話番号
藤 牧 なおか	3669-4060	鈴 木 利 光	090-2577-6928	島 康 介	6879-1900
水 野 竹 流	080-3605-0504	高 橋 和 則	6555-3153	高 津 理英子	090-7173-3215

<法人会員退会>

法人名	備考	法人名	備考
税理士法人アタックス 東京事務所	廃止		

<会員死亡>

湯ノ上 光 昭	令和4年4月10日死亡 93歳	小 林 正 使	令和4年5月21日死亡 93歳
松 村 雄 一	令和4年6月30日死亡 88歳		



編集後記

会報「にほんばし」第166号発刊にあたり、執筆にご協力頂いた皆様、ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

6月中旬(原稿執筆時期)に差し掛かり、3月決算申告対応、コロナ感染など、色々落ち着いた頃となってまいりました。コロナとの共生が始まり、外食・外出への社会全体の抵抗感も随分と薄れ、久々に開放感のある夏を迎えられそうです。飲食店向けのビールを大幅増産、というようなニュースも聞こえてきております。

こういった落ち着いた時期に、リフレッシュも必要ですが、適切な税理士業務運営を今後も継続できるよう、これから本格化するインボイス対応含め、今後の改正事項など改めて見直しておきたいですね。あとは、ウクライナ情勢が早く落ち着いてくれることを願うばかりです。

(T.K.)



日本橋税務署からのお知らせ

業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局において、以下「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問合せください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和4年7月現在）

都道府県	内務事務のセンター化の対象署	業務センター室の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
	令和4年7月現在		
東京都	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
	武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
山梨県	甲府、山梨、大月、鯉沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
神奈川県	横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
千葉県	千葉東、千葉西、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

※ 下線は、令和4年7月より、新たに業務センター室の対象となる税務署、新規に設置される業務センター室を示す。

多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

書籍等の購入

税理士業務に関する専門書店「直営売店」

事務所業務をサポート

報酬自動支払制度
関与先向け集金代行サービス
東税協リース・オートリース
パーキング・カーリース事業
不動産情報サービス事業
相続・事業承継支援事業
M&A仲介サービス
トナーカートリッジ斡旋事業
研修事業
AFP資格取得研修事業
オフィス用品割引サービス
オフィス用家具等の斡旋
書類保管サービス
不動産管理代行
在宅SE人材サービス

中小企業の共済制度を活用

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度
(経営セーフティ共済)
中小企業退職金共済制度(中退共)

もしもの時に備える

税理士年金(東税協年金)
集団扱自動車保険
集団扱火災保険
東税協ファミリーガード保険
ゴルフアーズ保険
取引信用保険(共同被保険者方式)
日本税協連「優Youプラン」
弁護士サポートプラン

生活をサポート

税理士DCカード
税理士・MUFGカード・プラチナ
・アメリカン・エクスプレス・カード
京王クレジットカード
タカシマヤカード《ゴールド》
ドクターオブドクターズ・クラブ
紛失物回収サービス
仏壇・仏具斡旋事業
百貨店優待制度
各種返礼品等のご優待
ゴルフ場利用料優待(太平洋クラブ)
ゴルフ会員権売買斡旋事業
住宅メーカー斡旋事業
分譲住宅斡旋事業
紳士服斡旋事業
オーダースーツ斡旋事業
結婚相談サービス
レクサス販売斡旋

組合が推進する保険事業

経営者大型保障プラン
事業総合傷害保険(あんしん財団)
全税共の主な事業
VIP大型総合保障制度
全税共年金
会員サービス等
税理士VIP代理店制度

東京税理士協同組合

<https://www.tozeikyo.or.jp>

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 1 階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446



「あの時、 話し合っていて 良かったね」

認知症は、 ご家族の身近な問題です。

もうすぐ認知症700万人時代が到来します。
認知症はいつ誰がなってもおかしくない病気。
だからこそ、安心して老後を暮らせるように
元気なうちにご家族で話し合ってみませんか。
認知症にともなう介護のこと、お金のこと。

介護にかかる費用は平均で約500万円

介護が必要となる一番の原因は「認知症」です。生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、介護のために「時的にかかった費用は平均69万円。毎月の介護費用は平均7万8000円。介護の平均期間は54.5カ月です。介護にかかる費用のうちご自身やご家族で負担が必要な費用の平均は約49.4万円と、500万円近くかかります。

ただ、どれくらいの介護状態で、介護がいつまで続くかは、人それぞれです。介護期間が長引けば、それだけお金もかかりますので、介護するご家族としては、お金が足りるのか不安になります。ご家族の安心のためにも、預貯金のほかに介護保険なども上手に活用してお金の備えをしておきたいところです。

親の介護のために親のお金が使えない!?

子どもに迷惑をかけたくない…。そんな想いから親が自分の介護費用を自分で用意するケースは少なくありません。介護施設に入居する場合には、親名義の自宅を売却して、そのお金を施設の利用料などに充てる方もいらっしゃいます。

しかし、そこには大きなリスクが潜んでいます。親が認知症になって判断能力が低下すると、親の口座からお金を引き出したり、親が所有する不動産を売却することができなくなります。つまり、親の介護のために親のお金が使えなくなるのです。

そこで、そうした事態に陥らないための対策として今注目を集めているのが「家族信託」です。家族信託を利用すれば親に代わって信頼できる家族に財産管理を任せることができます。

**認知症のリスク対策をお手伝いします！
お気軽にご相談ください。**

介護保険のご相談は…

株式会社 共栄会保険代行 ☎0120-922-752

これ1冊で安心!

介護ガイドブック差し上げます。

「介護保障ガイド これからの介護リスクに備えるために」
制作：(公財)生命保険文化センター



家族信託(民事信託)のご相談は…

株式会社 日税経営情報センター ☎03-3345-0600

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター



《東京商工会議所から融資のご案内》

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

特例措置①

一般のマル経融資（2,000万円）とは
別枠で融資限度額 **1,000万円**

返済期間 運転資金・設備資金 10年以内

※ただし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複する場合の貸付残高合計額に限度があります。

※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

特例措置②

当初3年間 融資利率 **0.32%**（固定金利）

※経営改善利率 1.22%より▲0.9%引き下げ

※2022年7月1日時点の金利です。金融情勢により変わる可能性があります。**本特例措置の取扱いは、2022年9月末日まで**となります。

※別枠部分は特別利子補給制度により、売上が急減した事業者は当初3年間実質無利子となります。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること ⇒

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）
※アルバイト・役員等を除いた人数

●最近1か月の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が

前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の状況にある事業者。

●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者

（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）

●税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者

●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◆税理士による無料税務相談

第2火曜日

◆弁護士による無料法律相談

第1・3火曜日

※午後1時～4時（1回30分）要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：3538-1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

部活動風景



▼ アウトドア部 ▼



▼ テニス部 ▼



▼ 野球部 ▼

NHK 高校野球解説者の杉浦正則さんが、
日本橋支部野球部の練習会に参加

